成 美 会 会 則

第一章

(名称および所在地)

第 第 二 一 条 条 本会は、事務所を大谷学園帝塚山学舎内におく。本会は、大谷成美会(以下「本会」という。)と称する。

建学の精神の象徴として学園長を名誉顧問とする。

第二章 目的および事業

第 四旬 条 本会は、 せて母校の発展に尽力し、社会に貢献することを目的とする。本会は、母校建学の精神に基づき、会員相互の親睦を図り、あわ

事 業

第 五. 条 本会は、前条の目的を達するために、 必要に応じて次の事業を

(二) 講演会、講習会等(一) 母校の教育に対する援助

)会報・会誌の発行

 \equiv

豆 その他本会の目的を遂行するために適当と認める事業同窓会名簿の管理

第三章 会員および会費

会

第

六 条 (一)特別会員 現旧専任教員 本会の会員は、次のとおりと 次のとおりとす

 $\stackrel{\textstyle \frown}{=}$

で、入会を希望し、役員会の承認を得た者。準会員 転校などの理由で母校を卒業するに至らなか正会員 母校卒業生 0

会

第 七 条 会費の改定等は、役員会の承認を得なければならない準会員は、入会時に終身会費を納めるものとする。いて納めるものとする。 正会員は規定の金額を卒業学年にお

 \equiv \equiv

第四章 役 員

第 八 条 本会に次の役員をおく。

(一) 会 幹会書会副会会 会 監監 計長長 一名

(役員の選出) |名以内

第 九 条

(役員の任期) るものとする。

第 + 条 とする。ただし、役員の任期は、 会長及び幹事について 同一役職において二年とし、 重任は 要請があれ 期のみ

は前任者の残任期間とすることができる。役職に欠員が生じたときは、速やかに補充その限りではない。なお全役員とも再任は 後任者の任期

(役員の 条 殺

第 役員の職務は、次のとおりとする。

(一) 会長は、

行する。 副会長は、 2、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代本会を代表し、会務を総理する。

会計に関する事務を処理する。

(六)幹事は、会務一般の事項を補佐(五)会計監査は、会計を監査する。(四)書記は、庶務事項を処理する。(三) 会計は、会計に関する事務を処

会務一般の事項を補佐する。

(平成二十八年四月 日制定)

第 第 十二 条

(相談役) 条 本会に名誉会員をおくことができる

十三条 相談役は任期を定めない。本会に相談役を若干名おくことができる。

第

第五章 役 員

(役員会)

第

十四 条

役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。役員会は、必要に応じて随時開催する。

兀

Ŧī. 役員会は、名誉会員および相談役の出席を得て、そ長の決定による。 長の決定による。 長の議事は、出席者の過半数によって決定し、役員会の議事は、出席者の過半数によって決定し、役員会の議長は、原則として、会長とする。 可否同数の場合は議

の意見を聞くことができる。

第六章 総

総 会

第

十 五 条 と認めたときは臨時総会を開催することができる。審議を行う。ただし、役員会が臨時総会の開催を必要定期総会は、年一回開催し、事業報告、会計報告等の

三二 兀 総会は、やむを得ない場合、役員会をもって代行するの決定による。の決定による。 可否同数の場合は議長総会の議事は、出席者の過半数によって決定し、議長総会の議長は、原則として、会長とする。

ことができる。

第七 章 地 方 支

第十六条(地方支部)

第 支部は、必要に応じて支部の状況を本会に報告する。支部は、本会の目的達成および発展を図る。という。)を設けることができる。

(経費負担) 二 支部は、という。

条 支部の経費は、 援するため、 助成金を交付することができる。 支部が負担する。 本会は支部活動を支

第

十七

第八章 숲 計

(会計年度)

第 十八 条 でとする。 四月一日から翌年三月三十一日ま

(経費)

第 十九 条 入をもって充てる。本会の経費は、会費 会費および寄付金ならびにその他の

第二十 第二十条 会(会費の徴収) 会費の徴収は、 母校に委託する

第九章 補 則

(会則の改廃)

第二十一 条 本会則の改廃は、 総会の承認を経なければな

らない

(細

第二十二条 則 定める。 本会則の施行に関し必要な細則は、 別にこれを

附附 則則 この会則は、 平成三十八 - 一年四 月一日から改正施行月一日から施行する。

この会則は令 一日から改正施行する

附

則